

## 市外転出者に対する児童手当の請求手続に関する周知について － 当局の調査結果及び行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん－

北海道管区行政評価局は、次の行政相談を受け、実情を調査するとともに、行政苦情救済推進会議（座長：弁護士 曾根理之<sup>そねまさゆき</sup>）に諮り、同会議の意見を踏まえ、本日、札幌市に対して、改善に向けたあっせんを行いました。

### 【行政相談の要旨】

単身赴任をすることになり、札幌市から他の市町村へ転出したが、転出手続の際に、児童手当の手続が必要であることを教えられなかったため、児童手当の手続はしなかった。

その後、札幌市から児童手当の支給事由消滅通知書が留守宅に届いたので、転入先での認定請求に必要な書類を入手するなど対応したが、認定請求が遅れてしまい、1か月分の手当の支給を受けることができなかった。

児童手当の受給者が転出する際には、支給事由が消滅することや転入先で児童手当の認定請求を行う必要があることについてきちんと説明してほしい。

### 【行政苦情救済推進会議の意見要旨】

- ① 職権による消滅処理(注)を行った者に対して、転出予定日の翌日から 15 日以内に転入先市町村で認定請求を行うことが必要な旨が記載された周知文書を送付している区と未実施の区とがあるが、居住する区によって住民が得られる情報に差が生じるのは不合理であり、統一すべき。
- ② 市外転出の際に、転入先で認定請求が必要であることについて気付くことのできる最後の機会は、転出地の市町村が転出者に送付する支給事由消滅通知書であるので、転出予定日と転入先での認定請求日が月をまたぐ場合は、転出予定日の翌日から 15 日以内に認定請求しなければならないことについて、当該支給事由消滅通知書に記載すべき。

(注) 児童手当の受給者が転出に際して児童手当担当課での受給事由消滅の届出を行わなかった場合、住民基本台帳システムの情報から市外転出を把握し、支給事由を消滅させること。

### 【札幌市に対するあっせん要旨】

- ① 職権による消滅処理を行った者に対する周知文書の送付を全ての区において実施するなど、転出予定日の翌日から 15 日以内の認定請求が必要な場合があることについて、一層の周知を図ること。
- ② 転出予定日の翌日から 15 日以内に転入先市町村での認定請求が必要な場合があることを受給者が正確に知ることができるよう、支給事由消滅通知書の記載事項の変更、追加について検討すること。

## 当局の調査結果

### 1 児童手当法のしくみ

- 札幌市における児童手当受給者数は128,395人（平成27年4月30日現在）  
平成27年度に市外転出により支給事由が消滅した者は3,967人
- 児童手当の受給者が市町村外に転出する場合は、転出により支給事由が消滅するため、転出地で受給事由消滅届を提出した後、転入先市町村で改めて認定請求を行って認定を受けることが必要
- この場合、児童手当の支給は、支給すべき事由が消滅した月で終了し、認定請求を行った月の翌月から開始  
ただし、転出地における転出予定日と転入先市町村での認定請求日が月をまたぐ場合は、転出予定日の翌日から起算して15日以内に転入先市町村で認定請求を行えば、認定請求を行った月から手当が支給されることとなり、転出・転入前後において継続して支給を受けることが可能

### 2 札幌市における市外転出者に対する児童手当の請求手続に関する周知状況等

- 札幌市では、区の住民基本台帳担当課において、転出届を受理する際に必要な手続を一覧で記載した案内を配布しており、市外転出する児童手当の受給者が、この案内に基づき受給事由消滅届を提出するために各区の児童手当担当課窓口を訪れた際は、転入先市町村で転出予定日の翌日から15日以内に認定請求を行うことが必要な旨を記載した周知文書を交付し、説明
- しかし、市外転出に当たり、児童手当担当課には立ち寄らず、受給事由消滅届を提出しないまま転出する者も存在し、札幌市の場合、市外転出により支給事由が消滅した3,967人のうち1,019人（25.7%）が該当（平成27年度）
- 札幌市は、受給事由消滅届を提出しないまま転出した者を住民基本台帳システムの転出情報により把握し、職権により支給事由を消滅させているが、このような受給者は、転出予定日の翌日から15日以内に転入先市町村で認定請求を行う必要がある旨の説明を受ける機会がない。
- 札幌市は、市外転出者を含め、支給事由が消滅した者に対しては、支給事由消滅通知書を送付しているが、当該通知書には、転入先市町村で認定請求が必要な旨の記載はあるものの、i) 転出予定日の翌日から15日以内に転入先市町村で認定請求を行わなければ継続して手当の支給を受けられないケースがあることについての記載はなく、ii) 「新

たに請求し該当となった場合は、申請した月の翌月分からの支給となります。」とのみ記載

このため、市外転出者が当該通知書を受け取った場合、転出予定日の翌日から15日以内に認定請求を行えば継続して手当の支給が受けられるケースであってもそのことを知り得ず、認定請求した月の翌月からしか支給されないとの誤解も生じかねない状況

- 札幌市内10区のうち、5区では、職権による支給事由消滅処理を行った者に対して支給事由消滅通知書を送付する際に、転入先市町村において15日以内に認定請求を行うことが必要である旨を記載した文書を同封するなどして周知を図っている一方、相談者が居住していた区を含め他の5区では、支給事由消滅通知書のみを送付しており、その取扱いが区によって異なる状況

### 3 他の地方公共団体の状況

- 当局が北海道内の他の地方公共団体における対応状況を調査したところ、以下のような周知の例あり
  - i) 支給事由消滅通知書に、転出予定日から15日以内に転入先の市町村に認定請求書を提出すべき旨等を記載
  - ii) 職権による消滅に該当することを把握した後、転入先での認定請求が必要な旨や引き続き支給を受けるための請求期限を個別にはがきで連絡
  - iii) 職権による消滅処理を行った者に対して支給事由消滅通知書を送付する際に、転入先での請求手続に係る周知文書を同封

## 【行政苦情救済推進会議とは】

- 行政苦情救済推進会議は、総務省に寄せられた行政に関する苦情のうち、判断の難しい問題や地域で重要な問題等の改善方策等について、高い識見を有する公正な第三者による意見を反映させることにより、国民的立場に立って問題の的確かつ効果的な改善を推進することを目的として、総務省本省及び全国12か所の管区行政評価局・行政評価事務所に設置
- 北海道管区行政評価局では、昭和56年8月から開催

[行政苦情救済推進会議の構成メンバー]

座長 曾根理之（弁護士）  
中田和子（北海道女性団体連絡協議会会長）  
森 恵美子（北海道行政相談委員連合協議会会長）  
原田伸一（元北海道新聞社常務取締役）  
神谷章生（札幌学院大学法学部教授）  
宮脇 淳（北海道大学大学院法学研究科教授）  
西田史明（札幌商工会議所総務部長）

（問合せ先）

北海道管区行政評価局 行政相談部  
首席行政相談官 すみ 角  
電 話：011-709-1803（直通）  
FAX：011-709-1842  
E-mail：hkd32@soumu.go.jp